

(兄弟減免については、本紙の提出は必要ありません)

西宮市長 様

※登録コードは利用許可通知書に記載されています。新規利用申請時は記入不要です。

フリガナ

三

保護者名

住所

電話 () —

留守家庭児童育成センターの育成料について、下記のとおり減免を申請します。

フリガナ		学年 [令和8年度]	育成センター名
児 童 名		年	(第) 育成センター ※新規利用申請時は(第)の記入は不要です。
<u>延長利用（17～19時）を申請していますか</u> ☐ はい ☐ いいえ		<u>兄弟姉妹が同時に育成センターを利用しますか</u> ☐ はい ☐ いいえ	

市の担当者が税務資料（他自治体のものを含む）を閲覧および取得することを承諾します。

続柄	フリガナ	生 年 月 日 (西暦)	市計算額 記入欄
	名 前		
父親		年 月 日	
母親		年 月 日	
祖父 (同居)		年 月 日	
祖母 (同居)		年 月 日	

- ※1. 保護者の方は、単身赴任等により児童と同居していない場合でも、名前の記入をお願いします。
- ※2. 生活保護世帯の方は、「生活保護証明書」(写し可)又は「生活保護受給証の写し」を添付してください。
- ※3. 令和7年1月1日時点で西宮市以外にお住まいだった方は、市・県民税の令和7年度課税証明書(令和6年分所得に基づく市・県民税額のわかる書類 ※源泉徴収票ではありません)を保護者(祖父母含む)の方全員分(お一人ずつ)添付してください。
- ※4. 年度途中の減免申請の適用は、受付日の翌月からとなります。
- ※5. 保護者が父母(祖父母)でない場合は、続柄欄を二重線で訂正し、記入してください。

市 記入欄	
育成料	円
延長利用	円
兄弟減免	円
決定額	円

※下記の欄には、**令和7年度**市民税課税における扶養親族のうち、平成18年（2006年）1月2日～平成21年（2009年）1月1日生まれの方に関して、記入してください。**別居の方も含みます**（詳細は裏面に記載）。

続柄	フリガナ 名 前	生年月日	続柄	フリガナ 名 前	生年月日	続柄	フリガナ 名 前	生年月日

申請書の提出先

ご利用案内P.1「【各申請書の提出先・問い合わせ先】」参照

センター	入力	市	申請	担当
			〒窓	

受付印

育成料減免額の決定方法について

※【令和7年1月1日時点で西宮市内にお住まいの方】

育成料減免申請書の提出をもって育成センター課にて計算いたします。課税証明書は不要です。

【令和7年1月1日時点で西宮市外（国内）にお住まいの方】

育成料減免申請書及び上記時点で住民登録をされていた自治体の令和7年度課税証明書の提出をもって育成センター課にて計算いたします。（課税証明書の提出がないと育成料減免基礎額の計算ができず、満額となります）。

【令和7年1月1日時点で西宮市外（国外）にお住まいの方】

海外所得に係る証明書兼申立書の提出をもって育成センター課にて計算いたします。

世帯の所得区分	育成料	延長加算
生活保護世帯又は 令和7年度「育成料減免基礎額」が0円の世帯で母子・父子世帯	0円	0円
令和7年度「育成料減免基礎額」が0円の世帯	2,000円	3,000円
令和7年度「育成料減免基礎額」が6万円未満（0円を除く）の世帯	4,100円	3,000円
令和7年度「育成料減免基礎額」が6万円以上12万円未満の世帯	6,100円	3,000円

≪ 「育成料減免基礎額」の計算方法 ≫

令和7年度 市民税所得割の額（※）－（A×330,000＋B×120,000）×6%

A：年少扶養控除対象者の人数 B：特定扶養控除上乗せ分対象者の人数

※「給与所得等に係る市・県民税 特別徴収税額の決定通知書」または「課税証明書」で確認できます。

「源泉徴収票」ではありません。

※定額減税後の所得割額で計算します。

〔 年少扶養親族：2009年1月2日～2024年12月31日生まれ
特定扶養控除上乗せ分：2006年1月2日～2009年1月1日生まれ 〕

上記の「特定扶養控除上乗せ分」に該当する親族を扶養されていた場合（別居も含む）は、減免申請書の扶養親族記入欄に対象者の名前、生年月日を記入してください。記入が無い場合は、正しく計算できないため、育成料の減免ができない（又は本来の額より高い金額となる）場合があります。

■「育成料減免基礎額」について

本市では市民税の所得割の額から育成料減免額を決定しておりましたが、2010年度の税制改正において下記の扶養控除が廃止され、19歳未満の親族を扶養されている方の市民税の所得割の額が高くなることとなりました。この税制改正によって利用者にかかる負担が大きくなることのないよう、上記の「育成料減免基礎額」から育成料減免額を決定することとしております。

（参考 2010年度税制改正により廃止になった扶養控除額）

・年少扶養控除：16歳未満（0～15歳）の扶養親族1人あたり 330,000円
・特定扶養控除上乗せ分：16～18歳の扶養親族1人あたり 120,000円